

様式第1号 (第5条関係)

(その1)

公共汚水ます等設置申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大治町長 様

申請者 住所
氏名
電話

大治町大字馬島字大門西1番地の1
大治 太郎
052(444)2711

建物所有者が記入。

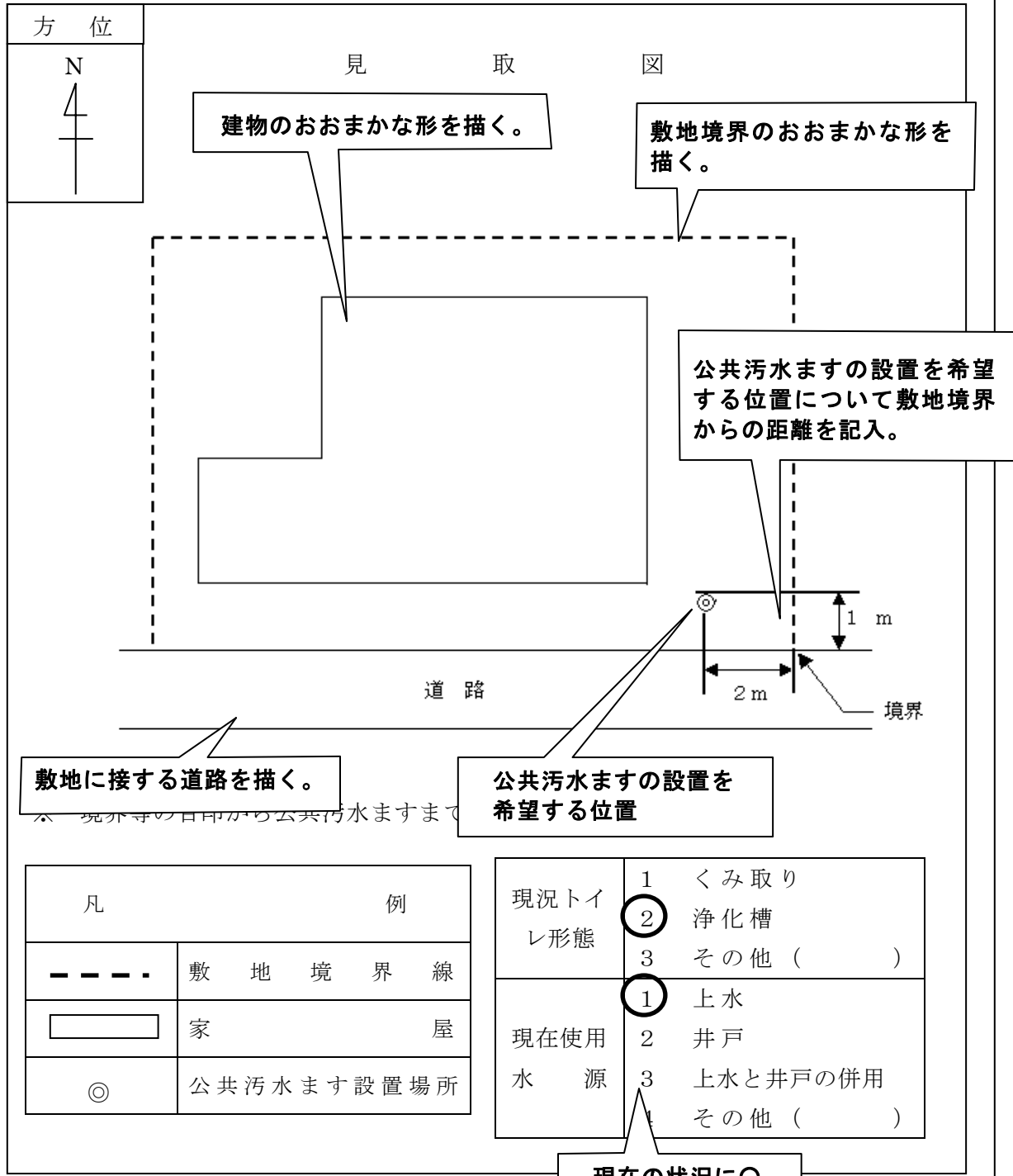
大治町公共汚水ます等設置に関する要綱に基づき、公共汚水ます等の設置について次のとおり申請します。

なお、設置された公共汚水ます等は、大治町に帰属し、設置後の維持管理が適切に行われているかを確認する場合の立入りについては、異議を申しません。

設置場所	大治町大字馬島字大門西1番地の1	利用状況に基づいた敷地面積	200 m ²
土地所有者	住所 大治町大字馬島字大門西1番地の1 氏名 大治 太郎 電話 052(444)2711		
建築物の区分	1. 居宅・共同住宅 ② 事務所 3. 店舗 4. 併用住宅 5. 工場 6. 倉庫 7. その他 ()		
汚水の種類	① 一般家庭汚水 2. 業務用汚水 3. その他 2及び3の場合は、業種等について説明のこと。 説明 ()		
備考			

様式第1号 (第5条関係)
(その2)

この様式第1号(その2)は、
様式第1号の裏面に印刷する。



※ 記入に際しては、裏面の記入上の注意事項をよくお読みになってください。

この様式は、印刷する必要はない。

様式第1号記入上の注意事項

1 (その1) 申請書について

- (1) 申請者は、住宅等が建築されている土地（建築中の場合を含む。）の場合は、当該建築物所有者となり、また、その他の場合は、土地所有者となります。
- (2) 設置場所欄は、「公共汚水ます」を設置する土地について記入してください。
- (3) 土地所有者欄は、建築物所有者と土地所有者が同一の場合も記入してください。

2 (その2) 見取図について

- (1) 敷地境界線、家屋、接続する公道等を記入してください。
- (2) 汚水を集めて下水道管へ流す「公共汚水ます」の設置場所を記入してください。
- (3) 「公共汚水ます」の設置個数は、原則として1敷地内に1個で、特別の場合を除いて町費で施工します。
- (4) 「公共汚水ます」の設置場所は、公道等の境界から1メートル以内で、支障物件等のない場所を選定してください。
なお、公共汚水ます及び取付管を設置する位置に支障物件がある場合、移転費は自己負担となります。

注) 建築物所有者と土地所有者が異なる場合及び他人の土地に公共汚水ますを設置しなければならない場合は、様式第2号「公共汚水ます等設置承諾書」の添付が必要となります。

大治町の下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式です。汚水（台所、浴室、便所等の排水）は浄化センターで清浄な水に処理され、雨水はそのまま側溝や水路等を経て、河川等に放流されます。

したがって、排水設備は汚水と雨水を分けて施工していただくこととなりますのでご注意ください。

様式第2号 (第5条関係)

この様式第2号は、建物所有者と土地所有者が違う場合に提出が必要

公共污水ます等設置承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大治町長様

(甲) 申請者 住所 大治町大字馬島字大門西1番地の1

土地所有者が複数いる場合は、代表者が記入。

氏名 大治 太郎

電話 052(444)2711

(乙) 土地所有者 住所 大治町大字西條字西之割60-1

氏名 役場 三郎

電話 052(443)0554

(丙) 上記以外の 住所
権利者 氏名

土地所有者以外の権利者がいる場合は記入。複数いる場合は代表者が記入。

電話

乙(丙)は、下記の土地について、大治町公共污水ます等設置に関する要綱に基づき、甲が使用する公共污水ます等を設置することを承諾します。

なお、その設置工事及び設置後の確認等のため、関係者の敷地内立入りについては、異議を申しません。

記

土地の表示

大治町大字馬島字大門西1番地の1